

23 日獣発第 181 号
平成 23 年 9 月 8 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限の緩和等について

今夏の電力需給対策については、平成 23 年 6 月 10 日付け 23 日獣発第 90 号により通知したところですが、このたび標記について、平成 23 年 8 月 31 日付け 23 消安第 2955 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったので、お知らせいたします。

このたびの通知の内容は、平成 23 年 8 月 29 日開催の「第 2 回電力需給に関する検討会合」において別添の「電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限の緩和等について」が決定されたので、東北電力及び東京電力管内の本会会員等に対し、下記の内容を周知するとともに、それぞれの業界・企業等において、引き続き節電への協力を求められたものです。関係会員への周知方、よろしく願いいたします。

記

- 1 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の被災地に対しては、本年 9 月 2 日をもって電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置を終了する。
- 2 上記被災地以外の東京電力管内の電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置は、本年 9 月 9 日をもって終了する。
- 3 ただし、使用制限措置終了後も、昨年のピーク比 15%の需要抑制の努力目標は残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。

本件内容の問合せ先
日本獣医師会事業担当 長野
TEL 03-3475-1601



23消安第2955号
平成23年8月31日

社団法人日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和等について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今夏の電力需給対策につきましては、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、節電の取組を推進しているところですが、新潟・福島豪雨の影響により停止していた水力発電所の一部復旧による供給力の増加など、今後の東北電力及び東京電力管内の需給状況を踏まえ、8月29日の「第2回電力需給に関する検討会合」（座長：枝野官房長官）において、別添の「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」が決定されたところであります。

その内容については、

- ① 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の被災地に対しては、本年9月2日をもって電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置を終了する。
 - ② 上記被災地以外の東京電力管内の電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、本年9月9日をもって終了する。
 - ③ ただし、使用制限措置終了後も、昨年のピーク比15%の需要抑制の努力目標は残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。
- となっております。

貴団体におかれましては、東北電力及び東京電力管内の貴団体会員企業等に対し、上記の内容を周知いただくとともに、それぞれの業界・企業において引き続き節電への御協力いただきますようお願い申し上げます。



電気事業法27条に基づく電気の使用制限の緩和等について

平成 23 年 8 月 29 日
電力需給に関する検討会合

新潟・福島豪雨の影響により停止していた水力発電所の一部が9月5日の週にも復旧する見込みとなったことによる供給力の増加など、今後の東北電力管内・東京電力管内の需給状況を総合的に勘案し、両電力管内における電気の使用制限について、以下のとおり緩和する。(30日に発表予定。)

記

1. 被災地の適用除外

- 被災地^(注1)に対しては、9月2日(金)をもって、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置を終了する(5日以降は適用しない)^(注2)。

(注1)東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域

(注2)現行の電気の使用制限措置の期限

東京電力管内: 9月22日まで

東北電力管内: 9月 9日まで

2. 東京電力管内の前倒し終了

- 東京電力管内の電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、9月9日(金)をもって終了する(22日(月)から、2週間前倒し)。

ただし、使用制限終了後も、昨年のピーク比15%の需要抑制を求める努力目標は残し、無理をしない範囲で節電を行うよう要請する。^(注3)

(注3)「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定)においては、9月末日まですべての需要家が一律▲15%の目標の下に需要抑制に取り組むこととされている。

(参考1) 被災地の適用除外

- 被災地に対する電気の使用制限の緩和については、かねて検討を行ってきたが、新潟・福島豪雨の被害により、東北電力管内で十分な供給力が確保できなくなったため、実施を見合わせていた。
- こうした中、豪雨で停止していた水力発電所の一部が(20万 kW 程度)が、9月5日の週にも運転を開始する見込みとなった。
- この結果、東北電力管内の被災地について使用制限の適用除外を行ったとしても、東北電力の予備率はプラスを維持できることが確認された(1.2%)。

(参考)東京・東北電力管内で被災地の適用除外を行った場合の需給バランス

(東京電力)

最大需要 4,958 万 kW (4,890 万 kW^(注1)+適用除外による需要増 68 万 kW^(注2))

供給力 5,430 万 kW (東北電力へ 140 万 kW 融通後)

予備率 9.5%

(東北電力)

最大需要 1,287 万 kW (1,210 万 kW^(注1)+適用除外による需要増 77 万 kW^(注2))

供給力 1,303 万 kW (第2沼沢発電所の一部 23 万 kW を含む)

予備率 1.2%

(注1) 今夏の需要動向から推計した、27条に基づく使用制限や節電の効果を織り込んだ9月第2週(9/3~9/9)の最大需要(H1)

(注2) 適用除外で上乗せされる可能性のある27条による使用削減量の最大値

(参考2)東京電力管内での前倒し終了

- 今夏の需給実績を踏まえて再精査したところ、以下のよう
に十分な供給予備力が確保できる見通しが立ったこと
から、9月22日(木)まで予定していた使用制限を、9日
(金)で終了する。

(参考)27条による使用削減量の最大値が上乘せされた場合の需給バランス
(万 kW、%)

	9/10-16	9/17-23	9/24-30
東京電力 (予備率)	5,006 (8.3%)	4,967 (6.3%)	4,527 (14%)
東北電力 (予備率)	1,220 (8.6%)	1,190 (11%)	1,080 (6.0%)
2社の合計 (予備率)	6,226 (8.3%)	6,157 (7.3%)	5,607 (12%)